

令和6年度第3回

札幌市社会福祉審議会
地域福祉活動専門分科会

議 事 録

日 時：2025年2月18日（火）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 2階 南西会議室

1. 開 会

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会を開催いたします。

私は、地域福祉・生活支援課長の齋藤でございます。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、林委員がまだいらっしゃっていませんが、参加のご予定と伺っており、委員総数8名中、全ての皆様にご出席いただけますことから、札幌市社会福祉審議会運営規程第4条第4項に規定する定足数を満たし、会議が成立することをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、分科会の開会に当たりまして、札幌市地域生活支援担当部長の向瀬よりご挨拶を申し上げます。

○向瀬地域生活支援担当部長 おはようございます。

地域生活支援担当部長の向瀬でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃から札幌市の地域福祉の向上にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

さて、ちょうど5か月前の9月18日に第2回目となる分科会を開催させていただきました。利用世帯の要件の検証などについて、委員の皆様から様々な貴重なご意見をいただいたところでございます。

これを受けて、第3回目となる分科会につきましては、本来であれば昨年12月中に開催させていただく予定でございましたけれども、市内部の調整や検討に思っていた以上に時間を要してしまいまして、後ればせながら、本日の開催となりましたことにつきましておわびを申し上げる次第でございます。

本日ににつきましては、皆様からいただいた意見を基に検討いたしました新たな利用要件の案と利用世帯数の推計をご提示させていただきますので、前回同様、忌憚のないご意見をいただけますと幸いです。

それでは、本日も何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎事務連絡

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） ここで、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、令和6年度第3回札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会の次第、座席表

と委員名簿でございます。また、資料といたしまして、資料1の分科会意見を踏まえた新たな利用要件（案）と利用世帯数推計について、資料2の高等学校における福祉除雪地域協力員の活動に対する聞き取り内容についてをお配りしております。

皆様、お手元でございますでしょうか。

なお、本日、この会議は公開の場となっております、傍聴席も用意しております。

また、皆様の発言でございますが、会議録として整理をいたしまして、後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おきいただきたいと思っております。

また、会議録の作成の関係がございまして、狭い部屋ではあるのですが、発言の際にはマイクをお使いいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の進行についてご説明させていただきます。

本日は、前回の分科会で皆様からいただいたご意見を基に検討いたしました福祉除雪の新たな利用要件（案）についてご説明させていただいた後に、高等学校における福祉除雪協力員の活動に対する聞き取りを行った結果についてご報告をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様より様々な視点からご意見をいただきたいと考えておりますので、本日も忌憚のないご意見をいただければと存じます。

それでは、この後の進行でございますが、池田分科会長をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

3. 議 事

○池田分科会長 ここからの進行を務めさせていただきます。

議事の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、（1）分科会意見を踏まえた新たな利用要件（案）と利用世帯数推計について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（長島地域福祉推進係長） それでは、（1）分科会意見を踏まえた新たな利用要件（案）と利用世帯数推計についてご説明いたします。

お手元の資料1をお開きください。

1ページ目ですが、第2回の分科会から少しお時間も開いてしまったため、まず、確認も兼ねて、前回までの議論の結果についてご説明いたします。

現在の福祉除雪の利用要件を資料の上段に記載しておりますが、特に、高齢者については、利用要件として、緑色の部分のとおり、70歳以上となっております。これは、高齢者における除雪が困難となる方の判断をする指標として年齢を用いているということですが、元気な高齢者が増えているという社会的な変化もあり、地域の方や協力員の方から、資料の右側の吹き出しに書いてあるような、福祉除雪の利用者より除雪をする協力員のほうが高齢であったり、元気なのに福祉除雪を利用しているといった声が聞こえてきておまして、本当に制度を必要としている人に届いているのだろうかといった懸念がございました。

そういった声も踏まえて、分科会の皆様で、年齢よりも身体状況や除雪の困難状況を判断しやすい指標について議論をいただきまして、第2回までのご意見として、資料の右下にあるとおり、指標として要介護度を導入してはどうかと。また、具体的な利用要件（案）としてまとまったところでは、要支援2以上の方として、ただ、要支援1の方についても、特定の条件を設定してそれに該当する方としてはどうかといったご意見をいただいていたところでした。

資料をめくっていただきまして、このご意見について、札幌市として介護保険の担当部署や社会福祉協議会とともに検討を行ったところ、介護保険制度への影響や、要件変更に伴う事務作業への負担といった点を考慮する必要があるとの意見が出てまいりました。

具体的には、資料の左上の吹き出しに記載していますが、要介護の状態であれば、そもそも介護が必要という状態ですので、除雪の支援が必要ということは判断できるが、要支援の状態は、同一の判定であっても、除雪の支援の必要性は個人差がある場合がありまして、介護認定のみでの判断は少し難しいのではないかといった意見がありました。

それから、右上の吹き出しのとおり、実は、介護保険制度の運営において、介護保険サービスを利用する予定がまだないにもかかわらず、もしものときのために介護認定だけを受けておく、言い換えますと、お守り代わりに認定を持っておくという、俗に言うお守り認定というものが介護保険制度の中では問題になっていまして、札幌市においては、このお守り認定の件数が多く、認定調査に係る調査費や調査員の稼働を圧迫しているという状況があるとのことでした。

また、特に、新たな利用要件を導入した年には、福祉除雪の利用申込みの時期、大体8月中旬頃になるかと思いますが、その時期に介護認定の申請が集中してしまう可能性や、介護保険の認定される期間は1年や2年と限られていますので、毎年同じ時期に同様の状況となりかねないといった懸念がございました。

最後に、右下の吹き出しですが、現在の70歳以上という要件でありますと、申込み時の確認は年齢を確認するだけですので比較的簡単ですが、要介護度という新たな要件を導入することに伴いまして、介護保険の被保険者証の確認のような新たな作業が発生することも予想されます。そのため、社会福祉協議会の事務負担も考慮しますと、できるだけシンプルで確認しやすい利用要件とする必要があるといったご意見がございました。

以上のような点も踏まえまして、我々のほうで検討した結果が右側の四角になります。

3点ございまして、まず、1点目としまして、要支援の認定者については、介護保険サービスを利用している方としてはどうかと考えております。介護保険サービスを利用しているということは、何らかの生活上の支援を実際に受けているということですので、その観点から、除雪の支援も必要な状態ではないかと考えるということです。

次に、2点目としまして、お守り認定の増加や認定申請の集中といった介護保険制度への影響や、社会福祉協議会の事務負担への影響を考慮して、前年度の福祉除雪の利用世帯については、状況の変化がない限り利用を認めるとしてはどうかと考えています。

最後に、3点目としまして、こちらはこれまでの議論では出てきていなかった観点ですが、世帯員に関するものとなります。現在の利用要件ですと、70歳以上という要件は、ご夫婦であれば、おおむね年齢が近いので、世帯員に対して同じ要件を求めても特に問題はありませんでした。しかし、新たな要件として、要介護認定や介護保険サービスの利用を用いた場合、世帯員全員に対して要件に適合することを求めてしまうと、福祉除雪の利用のハードルが大きく上がってしまうことになります。

そこで、高齢のご夫婦で、お一人が要介護の状態、もう一人の方がその方の世話をしながら生活しているような状況は、仮に、お世話をするほうが要介護の認定などを受けていない状況だとしても、生活としてはなかなか大変な状況にあると考えられますので、このような専ら介護をしている世帯員については、利用対象と認めるとしてはどうかと考えています。

以上の検討結果を踏まえまして、具体的な利用要件（案）を資料の下の四角に示しています。

まず、上段の細字の部分ですが、これはこれまでと変えていません。「道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500メートル以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、世帯員全員が以下の（1）～（4）のいずれかの要件に該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯」に追加する形としまして、太字の部分で今回追加したのですが、「または、前年度福祉除雪を利用し利用要件に変動が無い世帯」としています。

そして、その下の（1）から（4）ですが、まず、一つ目は、要介護1以上または重度の身体障がいのある場合としています。障がいの部分の利用要件は、現在のものと同様です。

二つ目は、介護保険の事業対象者または要支援1・2で介護保険サービスを継続して利用している場合としています。

ここで、事業対象者という制度について、少し耳慣れないかもしれませんが、これは、介護保険の制度の中で、要支援のさらに手前の段階の介護予防等を目的とした制度となっています。要支援と同様に、ヘルパーやデイサービス等を利用できるというものになっていますので、その観点からは、今回の対象に含めるべきかなと考えています。

また、「継続して」としている部分についてですが、介護保険の制度の中では、家に手すりをつけたりする住宅改修と言われているサービスや、お風呂の手すりがついているような背の高い椅子などを購入する福祉用具の購入といった、その場で1回使っておしまいとなるようなサービスがあります。これらのサービスについては、生活上の支援を受けていると言えるのかという観点では、それだけでは除雪の必要性の判断が難しいかなと考えまして、そのサービスの利用をもって利用要件を満たしているという判断はしないで、必要に応じて状況を詳しく聞かせていただいて、それをもって判断するというふうに考えています。

三つ目は、(1)に該当する方を専ら介護し、除雪することが困難と認められる70歳以上の方としています。(1)に該当する方ですので、介護度で言えば、要支援ではなく、要介護1以上の方になります。また、高齢のご夫婦を想定していますので、現役世代の方が高齢の親御さんと同居しているようなケースについては除雪ができる場合が多いのではないかと考えまして、この点については70歳以上という年齢をつけています。

最後に、四つ目としては、これまでと同様に、社会福祉協議会が特に認める方としておりまして、上記の要件に該当しなくても除雪が必要な方はいると思いますので、そういった方について、事情を確認して拾い上げていくというものです。

以上が今回お示しする新たな利用要件(案)となります。

1枚めくっていただきまして、このご説明した利用要件(案)とした場合の利用世帯数についての推計を行っております。

推計方法ですが、新たな利用要件(案)では、介護保険サービスの利用という新たな要素があります。そのため、まず、現在の福祉除雪利用者のうち、要支援の認定を持っている方について、介護保険サービスの利用状況を調査しまして、そこから算出される介護保険サービスの利用率を令和5年度の福祉除雪の利用実績に当てはめた場合の世帯数として算出し、その結果を基に将来の利用世帯数の推計をするという手順で行いました。

口で言われても分かりにくいかと思いますので、1枚めくっていただき、実際の数字で説明いたします。

まず、こちらが介護保険サービスの利用率の算出になります。

令和5年度の福祉除雪利用者のうち、要支援1及び要支援2を持っていらっしゃる利用者を5歳刻みの年齢で5階層に分けて、それぞれの年齢層から、無作為に20名ずつ、合計100名ずつ抽出して、介護保険サービスの利用状況を確認してみました。要支援1の方が100名、要支援2の方が100名となります。

その結果が右側の表になりまして、上の表が要支援1のサービス利用の状況で、下の表が同じく要支援2の状況となっています。それぞれの表の一番上に、サービスを利用していないサービス未利用者の人数を掲載しておりまして、2行目以下は、逆に、使っているサービスの利用状況となっています。

今回ご覧いただきたいのは、この赤色の線で囲っているところで、要支援1では100名中41名の方がサービスを利用しておらず、要支援2では100名中20名の方がサービスを利用していないという結果となりました。このことから、サービス利用率として考えますと、要支援1では59%、要支援2では80%の方が、何らかの介護保険サービスを利用していることとなります。

1枚めくっていただきまして、そのサービス利用率を令和5年度の福祉除雪の利用実績に当てはめた場合の世帯数を算出します。

上段の表が令和5年度の利用世帯、合計5,850世帯について、要介護認定や障害者手帳の取得状況について調査した結果となっています。これに対して、先ほど算出した介

介護保険サービスの利用率を当てはめた結果が下の表②になります。

表の一番左側が要支援1または要支援2の認定を受けている方となりますが、それぞれに介護保険サービスの利用率を当てはめると、要支援1は、もともとの世帯数が1,033世帯でしたので、それに対して59%を掛けると、利用世帯数としては609世帯、同じく、要支援2では、738世帯に80%を掛けて、介護保険の利用世帯としては590世帯という推計となります。

また、表の右から2番目の項目「無し」となっている世帯ですが、ここは要介護認定や障害者手帳を保持していない世帯という意味になります。大部分が70歳以上という年齢だけで利用対象となっている世帯となり、この年齢だけで利用対象となっていた世帯は新しい利用要件（案）では対象外となるのですが、集計上、実は、この項目の中に社会福祉協議会が特に認める世帯として利用を認めている世帯、70世帯が含まれていまして、この70世帯は継続して利用対象となりますので、表の②では70を残しているところとなっています。

以上の結果から、新しい利用要件（案）令和5年度の利用実績に当てはめた場合の世帯数は、表の②の一番右側にあるとおり、3,560世帯となりまして、利用世帯数の全体の比で言うと60.9%となります。

なお、そういう利用要件であるなら、介護保険サービスを利用しようとか、介護認定を受けて介護保険サービスを利用しようとする世帯も中にはあるかと思えます。そのため、実際には、利用世帯はもう少し多くなると考えていますが、その数を推計するのが難しいので、今回は、その点は一旦考慮しない形での数値として60.9%というふうに推計を行っていきます。

1枚めくっていただきまして、最後に、利用世帯数の将来推計を行います。

新たな利用要件の導入時期についてですが、導入に当たって、具体的な受付事務や審査手順の整理、それから、市民の方や関係者に向けた制度周知等に一定期間必要と考えられますので、現時点では、令和8年度からの導入を現実的なものと考えておりまして、今回の推計も、令和8年度から導入した形で推計しております。

それでは、推計結果のグラフですが、グラフに幾つかの色分けをしています。

まず、灰色の棒グラフは、これまでの分科会でもお示ししているとおり、現在の利用要件の場合の推計となります。毎年2.46%ずつ増加して行って、令和22年度では8,868世帯まで増加する結果となっています。

なお、このグラフの右側二つの年度については、令和12年度から令和17年度、令和22年度と5年刻みに省略したものとなっておりますので、ご注意ください。

次に、黄色のグラフは、前回の分科会でお示した要支援2以上を利用要件とした場合の推計となりまして、令和22年度では5,676世帯と、現在の利用世帯数と変わらない程度まで抑制される結果となりました。

最後に、新たな利用要件（案）による推計をご説明します。

まず、令和7年度の緑色のグラフをご覧ください。

現行制度における令和7年度の利用世帯の推計値は6,160世帯となっていますが、これらの世帯のうち、新たな利用要件（案）で対象となる世帯は、先ほどの60.9%という数字に当たる3,751世帯となります。これを濃い緑色のグラフで表しており、こちらでも毎年2.46%増加していくという形で推計しまして、翌年、令和8年度には2.46%増えて3,844世帯になります。そうやって計算していきますと、令和22年度には5,401世帯となると推計されます。

次に、その上に載っている黄緑色のグラフになります。

新たな利用要件（案）において、前年度福祉除雪を利用し、利用要件に変動がない世帯も利用対象としたいと考えていまして、これによりまして、令和7年度の6,160世帯のうち、新たな利用要件案では対象外となるはずだった残りの2,409世帯も、令和8年度以降、福祉除雪を利用可能という形になります。

ただ、この2,409世帯というのが、その先も同じ数字でずっと上乗せされ続けるというわけではなく、左上の黄緑色の四角に記載しているのですが、実は、アンケート結果から、福祉除雪の利用世帯は、毎年2割程度が新規の利用世帯であることが分かっています。それだけの新規利用があるにもかかわらず、毎年、利用世帯数が全体としては大きく変動していないことから、毎年2割程度の利用世帯が、亡くなられたり、施設に入るなどして、福祉除雪を利用しなくなりつつ、代わりに、2割から2割より若干多い程度の新たな利用世帯が発生している、つまり、2割程度が入れ替わり続けていると考えております。

ですから、先ほど算出していた黄緑色の世帯についても、毎年2割程度ずつ、福祉除雪を利用しなくなっていくことが予想されますので、令和7年度の2,409世帯というものが、令和8年度には2割減って1,927世帯、令和9年度にはさらに2割減って1,542世帯と年々縮小されていくことが予想されます。最終的に、令和22年度では、その黄緑色の部分の世帯は85世帯まで減少して、利用世帯数の合計としては5,486世帯程度になると考えておりまして、この数字は、前回の分科会でお示しした数字にかなり近いものとなっているという結果になります。

資料1の説明は以上となります。

○池田分科会長 事務局からの説明について、ご質問等はございませんか。

聞き漏らしたのかもしれませんが、2番目の新たな利用要件のご説明のところ、要支援よりも少しお元気な、介護予防等のサービスを受けている方というのはそんなにいないと思うのですが、今の説明の中に数字的に入っているのでしょうか。

○事務局（長島地域福祉推進係長） 総合事業という名前のものになりますが、実は、札幌市内では利用者が300人ぐらいしかいないということですので、この推計の中には含めなくてもよいかと考えております。

○池田分科会長 ほかにございませんか。

○林委員 1点だけ、資料1の3ページ目の下の新たな利用要件（案）の（4）について

ですが、要件として広過ぎるというか、どういうところを想定しているのかがちょっと分かりにくいかなという印象を持っています。この社会福祉協議会が特に認める方だと、社会福祉協議会が実際にどのような基準で判断をするのかが分かりにくかったり、場合によっては、市民から、恣意的な判断がされているのではないかということ疑われるおそれがあるので、もう少し狭めたほうがいいのではないかと考えています。

これは、(1)から(3)には形式的には該当しないのだけれども、社会福祉協議会が必要があると認めるような世帯を想定されているということですのでよろしいのでしょうか。

○事務局(齋藤地域福祉・生活支援課長) 基本的には、委員がおっしゃっていただいたように、(1)と(2)に準じるような状況の方を想定しております。

例えば、現在の要件の中で、同じく、社会福祉協議会が特に認める世帯という表現があるのですが、実際の申込みの案内の中には、その下に、社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例ということで、今回とおおよそ同じように、類似するような要件のものを例示しているところがございます。

ですから、例えば、この(4)のところに、社会福祉協議会が特に認める方とただ書くのではなくて、少し絞り込みをするような表現を加えるとか例示をするといった工夫をすることで、社会福祉協議会が認めれば何とかなるだろうという方からもしお話があったときにも、ある程度の条件の下にやっていますというお話はできるかと思しますので、そういった工夫をさせていただければと考えております。

○林委員 そこが若干気になりましたので、(1)と(2)に準じるのであれば、例えば、(4)のところに、札幌市社会福祉協議会が上記(1)及び(2)に準じると特に認める方といった形で要件に明確に入れていただいたほうが、恐らく疑義が生じないのかなと思いますので、そのようなご検討をいただければと思います。

○事務局(齋藤地域福祉・生活支援課長) 具体的な利用要件の文言については、これから細かく精査をしていく必要があるかなと思いますので、その中で、今の委員のご指摘も踏まえた形に整理していきたいと思っております。

○池田分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○忍副分科会長 特に問題はないのですけれども、同じように、資料1の2ページの(2)のサービスを継続して利用している場合の「継続」のところが、住宅改修や福祉用具を除くというふうにご説明がありましたので、パンフレットをつくるタイミングなどに、そこに小さく米印を入れておくとより分かりやすいかなと思われました。

○事務局(齋藤地域福祉・生活支援課長) こちらも先ほどと併せてになりますが、具体的には申込み用のパンフレットなどをつくる際に、そういったところも、そごがないように記載をしていきたいと思っております。

○池田分科会長 今、いろいろとご意見が出たのですけれども、基準がはっきりしない、あるいは、利用する方にとっては不公平感が一番問題だと思うので、そういうことが起こらないような具体的なパンフレット等をつくっていただけたらと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田分科会長 なければ、次の議題に移らせていただきます。

(2) 高等学校における福祉除雪地域協力員の活動に対する聞き取り内容について説明をお願いします。

○札幌市社会福祉協議会(小野寺地域福祉係長) それでは、(2) 高等学校における福祉除雪地域協力員の活動に関する聞き取り内容についてご説明いたします。

お手元の資料2をご覧ください。

第1回のこの分科会の際に、委員の皆様より、福祉除雪地域協力員の活動に対する高等学校の学校単位や部活動単位との連携についてご意見を頂戴しておりました。これを受けまして、市内の道立2校、市立2校、私立3校より聞き取りを行っております。

聞き取りを行った高校の選定基準といたしましては、今回、札幌市社会福祉協議会が事務局を担っております赤い羽根共同募金の街頭募金運動に例年ご協力をいただいているボランティアへの協力意欲が高いと判断できる学校としております。

実際の聞き取り内容については、資料のとおりでございます。

どの学校におきましても共通した回答といたしましては、学校として管理することが難しいというものでございました。

例えば、部活動で参加する場合は、安全管理上、顧問の教員の引率が原則であり、地域協力員の活動は早朝が想定されるため、勤務上厳しい部分があるということでございました。

また、部活動以外の理由で、学校が休みの日に生徒を集めることは難しく、活動日が特定されていない地域協力員の活動はさらに難しいというご回答をいただいております。

平日につきましても、何より授業が優先であるため、福祉除雪の活動が12時までということに合わせることは厳しいというご意見もございました。

そして、地域協力員には2万1,000円という活動費が発生しますので、お金をいただく以上、責任も生じてきますが、学校としてその責任を負うことは難しく、また、生徒もまだ若輩であるがゆえに、責任を負わずことは学校としても忍びないなというご意見をいただいております。

一方で、学校が関与しないで、生徒個人のご判断で活動することは可能ですよというご意見と、学校としても、放課後やあらかじめ予定された活動日に参加することは可能であるというご意見はいただいております。

今回の聞き取り結果については、何とも厳しいものではございましたが、これを踏まえた札幌市社会福祉協議会としての考察については、資料の黄色い塗り潰しの部分のとおりとなっております。

1点目といたしましては、部活動等で活動いただくことは難しいことが分かりましたので、生徒個人が福祉除雪地域協力員として活動することがマッチしているということでご

ざいます。

2点目は、今後の方向性として、協力員確保を目的とした、若年層に向けた広報活動の強化を軸にしつつ、スポット協力員への誘導を強化していくということでございます。

最後に、3点目でございますが、部活動など、学校としての活動については、福祉除雪以外の除雪ボランティアなど、単発のもののように積極的にご参加をいただいて、その中で福祉除雪事業のPRを行うことで、未来の地域協力員の醸成を目指すということでございます。

この件については以上でございます。

○池田分科会長 事務局からの説明について、ご質問等はございませんか。

○忍副分科会長 貴重な資料をありがとうございます。

また、高校への聞き取りもありがとうございました。

高校はよく分かるなというふうに聞いていたのですけれども、小学校区や中学校区はどうかというものを引き続き聞いてみたいと思いますので、今後の課題としていただければと思います。

また、これはちょっと余計なことですけれども、学校として管理するのが難しいというところの四つ目で、文言の言葉尻を捉えるみたいで申し訳ないのですが、「活動費が発生すると責任が発生する」と書いてあるのですが、活動費が発生しなくても、ボランティア活動をするときには、当然、責任は発生するので、この書き方はいかがなものかと思いません。

実際に、これは北見であった事例ですけれども、北見のある高校のボランティア部がある独居の高齢者のお宅でいろいろな活動をしているときに、試験期間中だから来られないという形になったのですが、社協のボランティア担当の職員が、いや、そういうものではないよ、人の生活を支えるというのは責任が伴うものなのだよという形で、そのボランティア部に対してアドバイスをしたところ、高校生もよく分かりましたと。それは本当にボランティアで全く無償ですけれども、やはり、そういったところで責任を持って取り組まなければならないのだといったところは、教育上、きちんと伝えていくことが必要なので、言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、書き方で、あれと思ったところがあったものですから、そこだけ付け加えておきたいと思います。

○池田分科会長 ほかに、何かあればお願いします。

○長江委員 学校での部活動ではなかなか厳しいけれども、個人参加だと大丈夫ということだったので、進学校だと、ボランティアですけれども、一応、お金をもらえるということで、そこに引かかるのか、引がかからないのかという中で、知り合いの高校生のお子さんは、道教委か市教委かどちらかに、こういうことからつながっていくというのが出てくるので、普通のアルバイトとはちょっと違うという中で、学校側が許してくれる何かがあると、すごく助かるという意見があったのです。

だから、意欲はあるのだけれども、学校にこれを申請したら、お金をもらうのだったら

駄目だよみたいな形になるのであれば、せっかくの協力体制が未来に進んでいけないので、普通のアルバイトとはちょっと違うということで、学校サイド、ここでは市教委や道教委とお話をさせていただくことで、また増えたらうれしいなと思います。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 前回、この場でもご説明した内容になるのですが、協力員の募集について、小・中・高校と、チラシの配付などに今取り組んでいるところでもございます。そういったチラシの中なのか、チラシを配付する際の学校宛ての案内なのか、そこは工夫しながらになるかと思いますが、何かしらものがあるとうれしいというのが行っていただける動機になるところもあるのですが、こちらはあくまでもボランティアであって、活動費についても実費弁償であることについて、一方、学校向けには、あくまでも実費弁償、ボランティアですということも併せてご説明するような工夫をしていけたらと思います。

○池田分科会長 いかがでしょうか。

○忍副分科会長 今、思いついたのですけれども、これは、ボランティア活動としてきちんと認められれば、入試のことを言うので怒られるのですけれども、大学の入学の推薦のときに、うちの場合はほとんどないのですが、私の前任校の名寄市立大学のときだとボランティアの加点というものがあって、それがよかったのです。ですから、これはボランティア活動ですよということを前面に押し出せば、入試のときに少し役立ちますよみたいなのところも少し出せばなと思った次第です。

他の委員の先生方の大学はどうか分からないのですが、うちの大学はほとんどなくて、前任校はそういうことがあったということです。

○池田分科会長 今のお話につなげると、具体的な加点みたいなはっきりした形ではないのですけれども、どういう社会活動をしてきたかを自己PRとして書く部分がありますし、面接で話すなど、そういうところでは大いに役立つということで、ぜひ、高校の先生方にもご理解いただけたらなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○大西委員 今日のお話で、利用要件というものは大体固まったのではないかと理解しているのですが、これから先、多分、活動費や負担金のお話が出てくるのかなと思います。その辺も、事業費全体として、これから出てくるということによろしいですか。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 今、大西委員からお話があったように、今の要件を基に、今後の事業費がどのような方向になるかということについて、今、精査を進めているところでして、後ほど次回の会議のご案内もしたいと思っております。今まさに市内部でそこら辺を検討中で、今はまだ結論が出せていない、方向性が見いだせていないところでもございますので、できれば、次回の分科会のときに、ある程度、そういった部分についてもご報告できるように、内部で整理を進めていきたいと考えております。

○池田分科会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田分科会長　今も今後の話が出ましたので、それでは、次の議題の（３）第４回分科会について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（長島地域福祉推進係長）　それでは、第４回分科会についてご説明します。

まず、第４回分科会の開催時期ですが、今回、第３回の開催が遅れた関係で、間が若干短くなってはしまうのですが、来月中の開催を予定しております。

内容につきましては、かねてからご意見をいただいております活動費について検討結果をご報告させていただくとともに、今年度最後の分科会となることから、これまでいただいておりますご意見のまとめなども行いたいと考えております。

○池田分科会長　今の事務局からのご説明について、ご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田分科会長　では、以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

最後に、全体を通して皆様からご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田分科会長　それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長）　皆様、長時間にわたりまして、貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

ここで、今年度の福祉除雪の実施状況につきまして、社会福祉協議会からご報告をさせていただきたいと思っております。

本来ですと、１２月に開催予定の分科会で報告させていただくはずでしたが、延期となり、この時期になりまして申し訳ございません。この場をお借りしてご報告をさせていただきます。

○札幌市社会福祉協議会（小野寺地域福祉係長）　今年度の利用状況でございますけれども、該当件数が５，６９６件で、昨年度が５，８５０件でしたので、マイナス１５４件となっております。昨年も雪が少なく、今年も雪が少ない影響もあって、新規の追加のご利用も少ない状況でございます。

今年度からの新規のご利用については、５，６９６件中、１，０２３件ということで、例年どおり、大体２割弱の割合となっております。

逆に、協力員でございますけれども、特に、今年度はPRにかなり力を入れてやらせていただいた結果、個人の方につきましては、２，２２７人ということで、昨年より１３８名の増となっておりますので、一定の広報効果は得られたと評価をしております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長）　なお、次回の分科会でございますが、来月３月下旬頃を予定しております。詳細につきましては、事務局より改めてご案内をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

４．閉　　会

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会を閉会させていただきます。

皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

以 上